○中国地方整備局告示第百二十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十八日

中国地方整備局長　福田　功

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
東広島市八本松町大字飯田字大山一九四五番一から廿日市市串戸五丁目三九七番二まで	前 A	九・五〇～一八・〇〇	四三・四八六	上記A・B・C・D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前 B	一四・〇〇～一九・〇〇	二・八七五	
	前 C	二一・〇〇～一三五・〇〇	五・七八九	
	前 D	一〇・〇〇～一一一・〇〇	三・六一四	
	後 A	九・五〇～一八・〇〇	四三・四八六	
	後 B	一四・〇〇～一九七・〇〇	二・八七五	
	後 C	二一・〇〇～一三五・〇〇	五・七八九	
	後 D・E	一〇・〇〇～一一一・〇〇	三・六一四	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○中国地方整備局告示第百二十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十八日

中国地方整備局長　福田　功

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
大田市温泉津町湯里一二八五番一から同市温泉津町湯里三三〇三番一まで	前	一五・六〇～四一・五〇	〇・一一四	上記A・B及びCは関係図面で表示する敷地の区分をいう。
	後	一九・〇〇～四六・五八	〇・一一四	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

○中国地方整備局告示第百二十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十八日

中国地方整備局長　福田　功

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
浜田市下府町三〇六番四から同市三隅町三隅七三番一まで	前 A	九・〇〇～一一二・〇〇	二一・六九二	上記A・B及びCは関係図面で表示する敷地の区分をいう。
	前 B	二二・〇〇～三〇一・〇〇	六・七八六	
	前 C	一三・〇〇～二一八・〇〇	一四・五〇〇	
	後 A	九・〇〇～一一二・〇〇	二一・六九二	
	後 B	一三・六〇～二一八・〇〇	六・七八六	
	後 C	二二・〇〇～三〇一・〇〇	一四・五〇〇	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百二十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十八日

中国地方整備局長　福田　功

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百八十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
岡山市北区矢坂本町二三九一番五から同市北区楢津字橋本六一一番二まで	前	一四・〇〇～三三・〇〇	〇・〇八六	
	後	一四・〇〇～三六・〇〇	〇・〇八六	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第百三十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十八日

中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百八十号	岡山市北区矢坂本町二三九一番五から同市北区楢津字橋本六一一番二まで	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十二月二十八日

○四国地方整備局告示第百四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十八日

四国地方整備局長　足立　敏之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
さぬき市津田町鶴羽字東良谷二三六五番一から高松市上天神町字中の坪五二九番一まで	前 A	一〇・五〇～一五〇・〇〇	二九・四二〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前 B	二一・四〇～三七二・〇〇	二四・二七四	
	後 A	一〇・五〇～一五〇・〇〇	二九・四二〇	
	後 B	二一・四〇～三七二・〇〇	二四・二七四	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百四十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十八日

九州地方整備局長　岡本　博